

番 号 : 150756

国 名 : マラウイ

担当部署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名 : リロングウェ水源林保全・再生プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年10月下旬から2015年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 0.73M/M、合計 1.08M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地派遣期間 22日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月30日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	森林管理プロジェクトに係る各種評価調査
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

マラウイの首都リロングウェ市は、1975年に南部州のゾンバ市に代わって新たに首都として定められた。同市の人口は、独立当時（1966年）2万人であったものが2008年には67万人にまで急増、2008年以降も年6%を越える非常に高い人口増加率で推移し、2015年現在、その人口は既に100万人近くに達していると予測されている（Population and Housing Census, 2008）。人口の更なる増加が見込まれる中、近い将来、持続的且つ安定的な水供給が危機的な状況に陥る可能性が強く示唆されている。

このため、農業・灌漑・水開発省水資源局及び首都圏の給水事業を所掌するリロングウェ水道公社は、2013年11月、当時の内閣に対して、①カムズダム I の嵩上げ、②水処理施設の拡張、③首都圏の水流域であるザラニヤマ流域の保全の3課題への緊急的な対応の必要性を政策提言した（Lilongwe Water Board, 2014）。現在、リロングウェ水道公社では、世界銀行等から支援を受けて、①のカムズダム I の嵩上げに関する環境・社会影響評価（Environmental and Social Impact Assessment）の実施や②の水処理施設の拡充に取り組んでいるところである。

上記3つの課題のうち、③のザラニヤマ流域の保全については、日本政府の支援（環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」、森林保全管理アドバイザーの派遣）を通じて、リロングウェ市の水源林であるザラニヤマ森林保護区（面積：98,016ha）において、特に薪炭生産のための違法伐採により、極めて深刻な森林減少・劣化が進んでいる状況が明らかとなった。

このような状況を受け、マラウイ政府はザラニヤマ森林保護区の保全を国家最重要課題の一つと位置付け、軍による違法伐採パトロールや同保護区内の植林地の民間企業への伐採権を含む長期貸付（コンセッション）の導入検討などの対策が進められ、現在では一時的に森林減少・劣化が抑制されている。

ザラニヤマ森林保護区の保全に関する対策をより持続的なものとするために、マラウイ政府は大統領府及び自然資源・エネルギー・鉱業省森林局、リロングウェ水道公社をカウンターパートとして、ザラニヤマ森林保護区の持続的な森林保全管理体制及びその資金メカニズムを構築することを目的とした「リロングウェ水源林保全再生プロジェクト」を我が国に要請し、2015年度技術協力プロジェクトとして採択された。

これを受け、今般JICAは、プロジェクトの背景や内容等に関する情報収集・整理と事前評価を行うとともに、プロジェクトの目的、範囲、成果等のプロジェクトの枠組み、マラウイ側・日本側双方の責任・役割分担、負担事項、プロジェクト開始までのスケジュール等について協議・合意することを目的に、本詳細計画策定調査団を派遣することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年10月下旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書、JICA個別専門家（森林保全管理アドバイザー）の報告書及び関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ②他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。
- ④現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ⑤PDM（案）・PO（案）（英文・和文）の作成に協力する。
- ⑥C/P機関及び関係機関（天然資源・エネルギー・鉱業省、水資源局、地方政府・農村開発省、マラウイ軍、リロングウェ県、ムチンジ県、デッサ県、コンセッション参加の民間企業等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票はJICA本部で確定したのち、JICAマラウイ事務所よりメールで関係機関に配布する予定である。

⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年10月下旬～11月中旬)

- ①JICAマラウイ事務所、JICA森林保全管理アドバイザー等との打合せに参加する。
- ②C/P機関をはじめとするマラウイの関係機関との協議及び現地調査に参加し、詳細計画策定調査の実施方法について説明する。
- ③質問票の回収・関係機関及び対象地域の住民からの聞き取り調査等により、事前評価に必要な情報収集を行う。
- ④担当分野に係る以下の追加情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) マラウイの国家開発計画における森林保全・管理及び水源保全・管理の位置づけ及び関係省庁の既存の政策、制度、計画・戦略等
 - イ) 対象地域の開発計画における森林保全・管理及び水源保全・管理の位置づけ及び政策、制度、計画・戦略等
 - ウ) 森林保全・管理及び水源保全・管理に関連する関係省庁及び対象地域の地方自治体の実施体制（予算、人員、組織体制）、関連機関との連携状況、活動状況
 - エ) 森林保全・管理及び水源保全・管理に関連する関係省庁及び対象地域の地方自治体のデータ保有状況（地図情報、動植物分布、社会経済情報等）
 - オ) マラウイにおける森林コンセプションの状況
 - カ) ザラニヤマ森林保護区周辺における森林保全・管理及び水源保全・管理に関して活用できる現地リソース（NGO等）
 - キ) マラウイにおける森林保全・管理及び水源保全・管理に係る他ドナー、国際機関、民間企業の支援状況等
 - ク) マラウイにおいて水源林保全に活用可能な資金源
- ⑤上記(1)⑤で作成したPDM(案)(和文・英文)、PO(案)(和文・英文)を改訂する。
- ⑥関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAマラウイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年11月中旬～2015年11月下旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約で作成する報告書、成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
上記については電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年10月31日～2015年11月21日を予定しています。

本業務従事者は、他の調査団員に1週間先行して現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

なお、現地には森林保全管理アドバイザー専門家が派遣されており、ザラニヤマ森林保護区に関する情報収集も行っています。詳細計画策定調査時には同専門家から情報提供等の協力が得られます。

③便宜供与内容

JICAマラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICAの調査団員が滞在する期間は車両を共有します)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 配布資料

JICA地球環境部自然環境第二チーム (Tel.03-5226-8752) にて本プロジェクトの要請書を含む関連資料一式を配布します。

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年11月)」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談下さい。

以上